

Title	スペインの初期フィリッピン統治時代における奴隷問題と宣教師
Sub Title	The problem of slaves and the missionaries during the early period of the Spanish Rule in the Philippines
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.273(385)- 287(399)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0277

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スペインの初期フィリッピン統治時代 における奴隷問題と宣教師

高瀬 弘一郎

—

「原住民が我々の信仰を慕うようになり、そして彼等にそれを教示して下さった主の慈悲を理解するように、彼等を
労り、好意を示さねばならないのです。それなのにこの地にいるスペイン人達が依然としてこの点を忘れてるので、
原住民は信仰を憎悪し、陛下のことを残忍な国王と考えています。陛下は彼等の財産で利益を得ることと、その労役を
駆使すること以外、眼中にないのだと思つています。——陛下に關してはこのようなことが総て全く逆だということは、
この地を善く治める為に陛下が作成して遵守を命じた聖なる法律や命令が証明している通りなのです。(中略)陛下はこ
れら原住民を優遇するよう慈悲深く彼等に命じ、この為に聖なる法律、命令、及び指令を下したのです。しかしながら
これらの人々はこのこと総てから眼をそらし、これら不幸な原住民が受けている被害や虐待に対して眼を閉じているの
です。このような振舞の為に彼等の心には我々の聖信仰に対してどのような憎しみの気持が起るでしょうか。そしてそ
れが異教徒の改宗にとつてどんなに大きな障害となるでしょうか。亦既に改宗した者はそのことを後悔しているかも知

れません。というのは、彼等は出来るだけ短期間に富を作ることのみ耽り、この目的に最も適つていと思われる手段を次から次へ考え出して行くのです。⁽¹⁾

これはマニラの初代司教フライ・ドミンゴ・デ・サラサルが一五八三年にスペイン国王フェリペ二世に書き送つた文書の一節である。

一五七一年、レガスピの率いるスペイン遠征隊がマニラの根拠地建設に成功したことによつて、スペインのフィリッピン統治が始まり、その植民事業は着々と進められて行つた。しかし当時征服者達と同時にフィリッピンに渡来して布教事業に当つたカトリック宣教師達の残した記録を通して、フィリッピン植民事業の過程において、植民者が原住民に加えた数々の暴政が明るみに出されるのである。原住民を平和的な手段で服従させるようにという国王の指令は無視されて、彼等は財産を奪われ、抵抗すれば射殺されるか又は捕えられて奴隷に売られるかした。多くの人々は家を棄てて山に逃れたが、後に留まつた者はエンコミエンダに分割され、金や品物による過重な貢租や賦役が課せられた。そしてもしそれを支払えない時には残忍な処罰が加えられた。亦原住民は、スペイン人渡来後は従来よりはるかに多量の米の生産を強要された。スペイン人許りでなく、彼等の奴隷や従僕、更にはスペイン人の銀を求めて渡来して来た中国人といつたような多くの非生産者の需要を充さねばならなくなつたからである。一応購入という形はとつたが、政庁側が定めた価格は市価よりはるかに安いものであつた。更に州知事ともいうべきアルカルデ・マヨール達の横暴が原住民の苦しみを過重にした。彼等の給与は、貿易に携わつていたら得られるであろう収入に比較して全く些少なものであつた為、政庁の定めた価格で米を買つて市価で売るとか、収穫期に買占めて米が欠乏した頃に売りに出すとかしたり、更には新たに採掘した金の総てに課せられた五分の一税を他の総ての金に迄及ぼし、装身具の金さえも課税の対象としたりして

私利を計つた。総督とても彼等アルカルデ・マヨールの不正を糺すどころか、同じ様に私腹を肥し、植民者の鬻ぎを買つたことさえあつた。このような事情の為、当然生活必需品は不足して物価の上昇を来たし、たとえば一五八三年の司教サラサールの記事によると、米その他の食料品は最近二年程の間に十倍も値上りしたといふ。⁽²⁾

宣教師達はスペイン国王やインド枢機院、更にはメキシコ副王等にこれら征服者の振舞を糾弾すると同時に、原住民をそこから救う為に関係者に盛んに働きかけた。それは多方面に及んだが、最も努力を集中したのは貢租問題と奴隷問題であつた。そこでここではこの後者を取扱つて、スペインの初期フィリピン統治期において宣教師が果たした役割の一端を明らかにしてみようと思う。

二

当時フィリピンで行なわれていた奴隷制は、原住民固有の社会階級としての奴隷と、今一つは新たに渡来したスペイン人が原住民を奴隷にした場合の二つがあつた。

先ず第一に原住民固有の奴隷について述べて見ると、タガログ族の社会構成を研究したフランシスコ会士のフライ・ファン・デ・プラセンシアによると、彼等の社会はダト *Datos* と称する酋長とそれに支配される被支配者に分れ、この被支配者層は三階級から成り、マハルリカ *Maharlicas* と称する自由民の貴族、アリピン・ナママハイ *aliping namamahay* と称する農奴、及び最下層の階級としてアリピン・サギギリル *aliping sagiguilir* と称する奴隷が存在した。奴隷は家の中や畑で主人に奉仕し、売買も出来た。主人は奴隷が良く働いて大きな利益があつた場合には、自分の裁量で収穫の一部を彼等に与えることもあつた。家で生れた奴隷が売却されることは極く稀だったが、戦争の捕虜

や畑で見つけた者は売却された。⁽³⁾

次に如何なる原因からこのような奴隷が発生したかという点、アグスチノ会士フライ・マルティン・デ・ラーダは、一五七四年六月三十日付で新スペイン副王に送った書翰の中で、その原因を四点挙げている。「私は国王陛下の勅令の一つに眼を通しましたが、陛下はその中で、これら原住民の間で奴隷が作られる原因を報ずるよう総督に命じています。⁽⁴⁾ その原因は広範に亘つて考えられるでしょうが、総ての原因は次の四項目に網羅されるでしょう。即ち久しい以前から、又は生れた時から奴隷である者、捕虜に捕えられたことにより奴隷の身となつた者、罪を犯したことによる者、及び貸借による者、の四項です。⁽⁵⁾」

亦一五七三年頃アグスチノ会士等が作成したものと推定される覚書の中では、右の四原因に附け加えて、「スペイン人がこの地に渡来して以後は、別の種類の奴隷が出現しました。即ち飢饉の際生きのびる為に、父は息子に、兄は弟に、叔父は甥に等々といったように、我が身を非常に安価に売ります。そして購入者は買われた者に慈悲を示しました。⁽⁶⁾」と、スペイン人征服者の掠奪が原因となつて生れた別の種類の奴隷のことを伝えている。

三

これに対し宣教師が殊に鋭い非難を浴びせたスペイン人征服者の所有した奴隷には二種類あつて、一つはフィリピン原住民の奴隷、他はアフリカの黒人奴隷であつた。前者はフィリピン原住民から購入する場合と、征服事業を通じて捕虜とした原住民を奴隷化する場合があり、後者はインド経由でポルトガル人によつてもたらされたカフレリヤ人や黒人^{ネグロス}であつた。⁽⁷⁾

マニラ司教はこの点について次のように国王に書き送っている。「以下申し上げるのは絶対に確実な事であり、亦奴隷所有者やそれを望んでいる者自身が告白したことでもあるのです。即ち、原住民の中には実際に奴隷である者も若干いますが、これは極く少数で、彼等許りか子供迄もいずれ売却されるのです。その他の者は総て、まるでこの様な蛮族の手にかゝつた如く、正義に反して不当に所有され、そして奴隷の身とされているのです。利益の為に親戚の者を売つたり、強者が弱者を売却したりします。今日マニラでスペイン人の所有する奴隷の内最も多い例がこれなのです。」⁽⁸⁾

ところでスペイン人の所有した奴隷がどのような方面で駆使されたかは、直接これを明らかにする史料が見い出せない。唯、当時フィリピンにおいて植民事業に携わつていた征服者は、船の建造、帆柱や外板の為に木材の伐採及び造船所への運搬、更にはガレオン船の漕手、未平定の土地に送られる遠征隊の為に運搬者や援軍等の面に労働力を必要としていた事や、⁽⁹⁾ スペイン人が原住民に課した一定期間の賦役が、戦争の際における漕手、兵士、工兵、その他種々の任務、船の建造、木材の伐採、船道具の製造、大砲の鑄造、王立弾倉での労役等に向けられた事から、⁽¹⁰⁾ 奴隷労働力の使用途を推定するに止めねばならない。

四

フィリピンに限らず、スペインが新たに獲得した海外植民地においては、原住民は植民者の暴政に悩まされたが、それにも拘らず原住民に関してスペイン国王が発した法律は極めて人道的なものであつた。奴隷制に対しても、カルロス一世が一五二六年十一月九日、一五三〇年八月二日、一五三二年一月十三日、一五四〇年十一月五日、一五四二年五月二十一日、一五四八年十月二十四日に発布したインド法で、既に発見された土地及び将来発見される土地において、

総督以下何人といえども、たとえ国王から命ぜられたような正義の戦争においても、彼等を捕虜にして奴隸としたり、亦購入、交換、その他いかなる理由であろうと、原住民を奴隸にすることを禁じ、奴隸を所有していることが顕れたなら、奴隸所有者の財産を没収するか、又は彼の負担で奴隸に補償をせねばならない旨、厳しく命じている。⁽¹¹⁾

亦インド法では原住民酋長が奴隸を所有することを禁じた。即ち、矢張りカルロス一世の時代、一五三八年十一月六日及び一五四一年十月二十六日に発布された法律は、酋長達が原住民を奴隸として所有、売却、交換することを禁止している。⁽¹²⁾

その後フィリピンがスペイン領となつて後、原住民が奴隸を所有していたところから、スペイン人植民者にもそれを許可して欲しいという強い要望があつたにも拘らず、⁽¹³⁾ スペイン国王は奴隸制禁止の基本態度を崩さなかつた。即ち、同諸島に向けて一五七四年十一月七日に国王フェリペ二世が発布した法律では、フィリピンにおいては、いかなる理由によろうと、仮令他の原住民又はスペイン人の奴隸となつている者が正義の戦争で捕虜とした者であつても、原住民奴隸を所有してはならない旨スペイン人に命ずると同時に、フィリピンやその他の土地で多くの原住民が自由を奪われて多年に亘り奴隸として酋長に所有されている事実が判つたから、副王や王立^{レアル・カソリック}司法院の院長は一人の委員を任命し、各地を巡察して奴隸化の原因を調べ、奴隸制を無効にして原住民を解放させるよう、指令した。⁽¹⁴⁾

五

しかし国王のこのような方針は現地のフィリピンでは全く無視されていた。司教サラサルは国王宛報告書の中でこの点に触れ、「原住民の保護を計つた勅令は履行されたためしがありません。この勅令が提示された後の今日も、原⁽¹⁵⁾

住民は以前と同様奴隷の身でいる許りか、今迄よりも一層虐待されている者もいるのです。」⁽¹⁶⁾と訴えている。

原住民教化の任を帯びて征服者と共に植民地に渡来した宣教師は、原住民の精神的、物質的な幸福を計るべく努力したが、彼等は当然この奴隷問題に対しても、貢租問題その他と同様原住民保護の立場からその廃止へ尽力した。

一五七七年にフランシスコ会士が渡来する迄のフィリッピンは、アグスチノ会士だけが布教事業に携わっていたが、彼等はフィリッピンの諸事情、殊に原住民がスペイン人の為に悲惨な窮状に陥つていゝるということをスペイン国王やインド枢機院に訴える為に、一五七三年頃同会の修道士フライ・ディエゴ・デ・エレラを本国に派遣したが、その際、アグスチノ会士達が国王に訴えるべき件を詳記して使者のエレーラに渡したものと思われる覚書⁽¹⁷⁾が残つてゐる。そしてそこでは国王に要請すべき事項として、「スペイン人によつて捕えられて外地に売られた原住民を総て身請して彼等の土地に帰らせて頂きたい。(中略)スペイン人が所有している不当に獲得された奴隷や、不当に捕えられたティマヴァス⁽¹⁸⁾ *timauas* の奴隷について調査をして頂きたい。そして、スペイン人がキリスト教徒だとしても、このような奴隷を彼等の手から救出して頂きたい。この目的の為に陛下は、この地の植民者のように悪に染つていたり、贈物や借金によつて売収されたりすることのない人を派遣して頂きたい。」⁽¹⁹⁾とあり、エレラがスペインに赴いて国王に訴える件の一つに奴隷問題があつたことが判る。フィリッピンにおいて彼等アグスチノ会士が奴隷制廃止運動の口火を切つたことは記憶されねばならない。

一五八一年九月にマニラ司教サラサルが着任したことにより、フィリッピンでの布教事業は急速に伸展したが、一方彼は「フィリッピンのラス・カーサス」と称される如く、原住民をスペイン人征服者の圧制から保護する為に奮迅の努力を払つた。彼は着任早々原住民の福祉に関して、フィリッピンの諸事情に経験を積んでゐる修道士達から意見を求

める為、司教区会議を開催した。この会議は一五八一年末に始まり、翌八二年三月迄定期的に行なわれ、その後は不定期になり、亦長い中断を数回狭んだりして一五八六年迄続けられた。⁽²⁰⁾ 会議の冒頭で取り上げられた件が奴隷問題であったことからも、当時フィリッピンにおいて司教をはじめ宣教師達がいかにこの奴隷制を憂慮していたかどうか⁽²¹⁾ である。こゝで彼等が強調したのは、奴隷制を禁止したフェリペ二世の勅令が既に発布されていたことであつた。神父達は直ちに総督ロンキリーヨにこの勅令を伝え、その公布と施行とを求めた。このことが知れ渡るや、各方面から不満の声が起つた。正義の戦争で捕えた捕虜は奴隷にしても良いと主張する者もあれば、奴隷の労働力なしでは立行かないと訴える者も居り、更にはこの勅令は奴隷所有者側に意見を述べる機会を与えずに発せられたのだとして、その施行に文句をつける者もいた。総督ロンキリーヨは司教区会議の司祭達にこれらの反対意見を考慮に入れて更に一層検討するよう要請した。⁽²²⁾ そこで司教は同年十月、四修道会の修道士十名を招集してこの件を計つた結果、フェリペ二世の発した勅令は、一五三〇年のカルロス一世の奴隷禁止令を確認したものに過ぎない故、それに反対することは許されない。但し直ちに奴隷を解放すると、奴隷所有者に都合が生ずるかも知れないので、総督は奴隷所有者に最大限二、三十日間の猶与を与えても良い。これ以上奴隷を所有していたら大罪を犯したことになる、亦補償の義務を負う。という結論に達した。司教はこれらの見解を確認した上、総督ロンキリーヨに伝えた。⁽²³⁾

総督は妥協して勅令を公布しはしたが、国王の許に請願書を送つたので、国王からその回答を受取る迄は勅令の施行を延期しても良いと植民者達に許可した。そこでサラサルは次回の一五八三年の司教区会議において、これを根拠に尚奴隷を保持している者達に悔悛の秘蹟において罪の赦しを与えることが出来るか否かを問題にした。神父達は、直ちに完全に奴隷を解放することには反対が余りに強いことを悟つて、彼等の請願書に対する回答が為されないか、又は

いづれにしても二年以内に奴隷解放を行う旨約束するという条件で、彼等に罪の赦しを与えられると答えた。⁽²⁴⁾しかし司教はこれで奴隷制が廃止されるなどは考えていなかったのであつて、一五八三年に国王に送つた報告書の中で、「しかしながら、もし陛下が再度命令を出さないなら、二年どころか、二十年経とうと彼等が奴隷を放棄しないことは確かです。」と述べて、国王があらためて奴隷禁止の勅令を發布するよう要請している。⁽²⁵⁾

ところで、一五八六年頃になると、順調に進められて来たスペインのフィリピン統治も、各方面に破綻が生じ、危機に直面するに至つた。即ち、一五八〇年代に入つてから生活必需品の物価は急激な上昇を示して社会不安を惹起した許りでなく、各地で連続的に勃発した反乱は植民者を狼狽させた。事態が余りに重大且つ切迫しているので、一五八六年四月にマニラ在住の政庁、教会両関係者による総集会が開催され、そこでの決議事項を本国政府に伝えて善処を求め、る為にイエズス会士パードレ・アロンソ・サンチェスがスペインに派遣されることになつた。⁽²⁶⁾総集会で決められた国王への要請事項は序文と十章からなる長文の請願書にまとめられサンチェスによつて本国にもたらされた。それは防衛、財政、民政、教会、農業、通商、社会奉仕、原住民保護といった内容に分類出来るが、この内奴隷制禁止を求めた項を次に訳載する。「第四、⁽²⁸⁾陛下の勅令を履行する良心をもつたスペイン人は総て、所有している原住民の奴隷を解放したのですが、他の多くの人々は尚奴隷を所有し、彼等が自分自身の家を持つたり、自分の土地に暮したり、普通のドクトリーナスの下に加わることを妨げているのです。新スペインやペルーにおける如く、このような害虫を殺す為には新たな勅令が必要です。」⁽²⁹⁾

そして第五項では原住民の間の奴隷制を取り上げ、「今後、少くとも我々の統治下にある者がもうこれ以上奴隷を作ることが出来ないよう、陛下が何らかの処置をとることが必要です。現在奴隷であるか奴隷と思われる者から生れた子

供は自由の身とすべきです。身請を望む者には、第三者に正当を認められる値でそれを許すべきです。そして現在奴隷を所有している者に対しては、異教徒や陛下に服していない原住民にその奴隷を売却することを許してはなりません。』と要請している。請願書にこのような事項を加えることが出来たのは、教会関係者、殊に司教サラサールの強い働きかけによると思われる。彼は教会側の立場から国王への要請事項を別の請願書にまとめてパードレ・サンチェスに託したが、そこにおいてもこの奴隷問題に触れ、国王フェリペ二世に然るべき裁可を求めた。⁽³²⁾

六

サンチェスは一五八七年十二月にマドリッドに着き、⁽³³⁾ 国王フェリペ二世に謁してフィリッピンからもたらした各種請願書⁽³⁴⁾と彼自身が起草した覚書⁽³⁵⁾とを国王に渡した。国王はフィリッピン問題の為に関係者による協議会を開催してサンチェスの意見⁽³⁶⁾を聴くと共に請願書類を検討し、その結果各項目について裁断を下した。⁽³⁷⁾ 即ち奴隷問題に関しては、従来からとつて来た奴隷制禁止の方針が再確認され、スペイン人が所有している奴隷は直ちに解放するよう総督に命じ、⁽³⁸⁾ 亦原住民の間の奴隷制については、今後原住民はこれ以上奴隷を作つてはならないこと、奴隷から生れた者は自由の身とする事、現在十才以上の者は二十才になる迄、亦二十才以上の者は五年間、自分の主人に仕え、然る後自由の身となること、及びもし望むなら、司教と総督が定めた値で身請が出来ること、を総督に指令した。⁽³⁹⁾

国王は別に一五八九年八月九日付でフィリッピン新総督ゴメス・ペレス・ダスマリーニャスに与えた指令の中でも、任地に着いたら直ちにスペイン人の手から原住民奴隷を解放するよう命じている。⁽⁴⁰⁾

諸懸案について国王の好意的な裁断を得るのに成功したサンチェスは、それからローマに赴き、フィリッピンでの布

教事業を妨げている障害を排除してもらいたいという司教サラサールの意をうけて教皇に請願を行っている。⁽⁴¹⁾ シクストゥス五世、ウルバヌス七世、グレゴリウス十四世、インノケンチウス九世、クレメンス八世の各教皇からこれに答えた諸文書が発せられているが、フィリッピン原住民の保護をうたつた少勅書は一五九一年四月十八日付でグレゴリウス十四世から発布せられ、その中で教皇は、スペイン人植民者の奴隷所有を禁止した国王の勅令を確認し、破門罪をもつてその施行を命じた。⁽⁴²⁾

七

以上、フィリッピンにおける宣教師、殊に司教サラサールによつて推進された奴隷制廃止運動について考察して来た。アントニオ・デ・モルガは十七世紀冒頭のフィリッピン事情を報告した中で、教皇や国王から奴隷禁止令が出された結果、「スペイン人が所有していたこの諸島の原住民の奴隷は、いかなる理由で奴隷化されたものにしても、総て解放された。」⁽⁴⁴⁾と記述しており、彼等の運動も一応の成果が認められる。しかし奴隷の労役を必要とするスペイン人征服者の要求は余りに強かつた。「原住民の労役奉仕がなければ、此地でガレオン船を維持することは不可能です。」⁽⁴⁵⁾という総督ゴメス・ペレス・ダスマリーニャスの訴えは、当時の植民者の声を代弁したものに外ならない。そこでスペイン人は、不当な掠奪行為を働いた原住民の捕虜、回教徒、及び外国からの輸入等によつて奴隷を確保しようとした。第一の掠奪行為を働いた原住民を奴隷にした例としては、肥沃な平地に住むパムパンゴ族に対するザムバル族の侵寇に手を焼いた総督ダスマリーニャスは、一五九二年にザムバル族の征伐を行い、捕虜四百名を奴隷化してガレオン船の漕手に使つた。⁽⁴⁶⁾第二に、ミンダナオ島の回教徒の奴隷化については、既にスペイン国王は一五七〇年七月四日に発したインド法で一定

条件の下にその奴隷化を認めていたが、同趣旨の法令はフェリペ三世によつて一六二〇年五月二十九日にも發布されており、⁽⁴⁸⁾ 国王としては回教徒の捕虜の奴隷化を許可する意向だつた。⁽⁴⁹⁾ 亦第三の、外地から輸入した奴隷としては、インド經由でポルトガル人によつてもたらされたカフレリヤ人や黒人がおり、⁽⁵⁰⁾ アラビヤ人やペルシャ人も漕手として送り込まれていた。⁽⁵¹⁾

原住民の間の奴隷所有については、政庁側はこれを黙認する態度をとつた。これは、明らかに自然法に反しているものではない限り、長い間行なわれて来た現地の習慣は弾圧しないという原則に基いていた。⁽⁵²⁾

植民地獲得の為に海外に渡つた少数のスペイン人は、原住民を奴隷として駆使して植民事業を進めるのを常としていた。奴隷の労役を必要とするスペイン人征服者の強い要求の前に、その目的が完全に達せられたわけではなかつたが、スペインの初期フィリピン統治時代における宣教師、殊に司教サラサールの奴隷制廃止運動は高く評価されねばならない。

註

(1) Fr. Domingo de Salazar: *Relación de las cosas de las Filipinas*. (1583). pp. 17, 18 (Archivo del Biblióhlo Filipino. Madrid, 1897. tomo III)

(2) スペイン人植民者の横暴な振舞を具に暴露した宣教師達の文書の主なものを挙げておく。(1)一五七〇年七月付パナイ発アグスチノ会士フライ・ディエゴ・デ・エレラの新スペイン副王マルティン・エンリーケ宛書翰。(Francisco Colin: *Labor Evangélica*. Pablo Pastells, ed. Barcelona, 1900-2. tomo II, pp. 662-5) (2)一五七〇年七月三十一日付パナイ発アグスチノ会士フライ・マルティン・デ・ラーダの新スペイン副王宛書翰。(Ibid., II, p. 665) (3)日付、署名共に無いが、一五七三年頃にフィリピン諸事情をスペイン国王や枢機院に訴える目的でスペインに赴くエレラの為に同じアグスチノ会士達

の手にあつて作成されたと思われる覚書。(Blar, E. H. and J. A. Robertson, eds.: *The Philippine Islands*. Cleveland, 1903-1909. vol. 34, pp. 273-84) (一五七四年六月二十一日付でフライ・マルティン・デ・ラーダが総督に提出した建白書。(Ibid., vol. 3, pp. 253-9) (一五七四年六月三十日付マニラ発ラーダの新スペイン副王宛書翰。(Ibid., vol. 34, pp. 286-94) (一五八二年六月二十日付マニラ司教フライ・ドミンゴ・デ・サラサールのスペイン国王宛書翰。(Ibid., vol. 5, pp. 188-91) (一五八三年付サラサールのスペイン国王及びインド枢機院宛報告書。(W. E. Retana, ed.: *Archivo del Bibliófilo Filipino*. III)

- (3) Antonio de Morga; *Sucesos de las Islas Filipinas*. Retana, ed. Madrid, 1909. p. 472.
- (4) 一五六八年十一月十六日付フェリペ二世のハガヌ宛書翰のトビとある。(The Philippine Islands. vol. 34, p. 237)
- (5) Ibid., vol. 34, p. 292.
- (6) Ibid., vol. 34, p. 281.
- (7) Antonio de Morga; op. cit., pp. 210, 211.
- (8) Fr. Domingo de Salazar; op. cit., p. 33.
- (9) H. de la Costa; *The Jesuits in the Philippines*. Cambridge, 1961. p. 17.
- (10) Antonio de Morga; op. cit., p. 211.
- (11) *Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias*. Madrid, 1774. tomo II, libro VI, título II, ley 1.
- (12) Ibid., II, VI, II, III.
- (13) 一五六八年十一月十六日付フェリペ二世のハガヌ宛書翰。(The Philippine Islands. vol. 34, p. 237)
- (14) *Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias*. II, VI, II, IX.
- (15) 一五七四年十一月七日にフェリペ二世が発した勅令と思われる。
- (16) Fr. Domingo de Salazar; op. cit., p. 32.
- (17) *The Philippine Islands*. vol. 34, pp. 273-84.
- (18) タガログ族の一階級で、貴族と農奴の中間に位置し、貴族のように高貴な血統は有しなかつたが同じく自由民であつた。

- (19) The Philippine Islands. vol. 34, pp. 281, 2.
- (20) H. de la Costa; op. cit., p. 23.
- (21) Ibid., p. 25.
- (22) Ibid., p. 25.
- (23) Pablo Pastells; Historia general de Filipinas. Barcelona, 1925-36. tomo II, pp. 144, 5. The Philippine Islands. vol. 34, pp. 325-31.
- (24) H. de la Costa; op. cit., p. 26.
- (25) Fr. Domingos de Salazar; op. cit., p. 34.
- (26) Francisco Colín; op. cit., tomo 1, p. 332.
- (27) Ibid., tomo 1, pp. 415-37.
- (28) 第九章第四項のこゝろ。
- (29) Francisco Colín; op. cit., tomo 1, p. 43
- (30) Ibid., tomo 1, p. 435.
- (31) Ibid., tomo 1, pp. 445-51.
- (32) Ibid., tomo 1, p. 451.
- (33) Ibid., tomo 1, p. 368.
- (34) Ibid., tomo 1, pp. 415-59.
- (35) Ibid., tomo 1, pp. 368-74.
- (36) Ibid., tomo 1, pp. 376-86.
- (37) Ibid., tomo 1, p. 375.
- (38) Ibid., tomo 1, p. 435.
- (39) Ibid., tomo 1, p. 435.

- (40) The Philippine Islands. vol. 7, p. 171.
- (41) Francisco Colín; op. cit., tomo 1, pp. 472, 3.
- (42) Ibid., tomo 1, pp. 473~501.
- (43) The Philippine Islands. vol. 8, p. 71.
- (44) Antonio de Morga; op. cit., pp. 210, 11.
- (45) 一五九二年五月三十一日付マニラ発ロメス・ペレス・ダスマリーニャスのフェリペ二世宛書翰。(The Philippine Islands. vol. 8, p. 239)
- (46) 同書翰。(The Philippine Islands. vol. 8, pp. 240, 41. Fidel de Lejarza; Bajo la Furia de Taikosama. Madrid, 1961, tomo II, pp. 46-9)
- (47) Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias. II, VI, II, XII.
- (48) Ibid., II, VI, II, XII.
- (49) H. de la Costa; op. cit., p. 355.
- (50) Antonio de Morga; op. cit., p. 211 尚當時のインド法は黒人奴隷を禁じてはいなかった。
- (51) Francisco Colín; op. cit., tomo 1, p. 182.
- (52) H. de la Costa; op. cit., p. 355.
- (尚、岡本良知氏の御紹介により井沢美氏所蔵の文献を利用して頂いたことを付記し、両氏に謝意を表する。)